

議第71号

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定  
について

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり定める。

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年呉市条例第2号)  
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(給与条例の適用除外等) 第8条 略 2～5 略 6 短時間勤務職員に対する給与条例第12条の規定の適用については、同条第2項中「 <u>再任用短時間勤務職員</u> 」とあるのは、「短時間勤務職員」とする。	(給与条例の適用除外等) 第8条 略 2～5 略 6 短時間勤務職員に対する給与条例第12条の規定の適用については、同条第2項中「 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 」とあるのは、「短時間勤務職員」とする。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成18年呉市条例第4号)  
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 ( <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。</u> ) (2) 略 (3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)	(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 (2) 略 (3) 地方公務員法( <u>昭和25年法律第261号</u> )第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職

(4) 略	員を除く。) (4) 略 (5) <u>呉市職員の定年等に関する条例第 8 条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u>
(5)・(6) 略	(6)・(7) 略
3 略	3 略

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第 3 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成 17 年呉市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の派遣)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の任期を定めて任用される職員 <u>（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項の規定により採用された職員を除く。）</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第 22 条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4) 略</p> <p>(5)・(6) 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法 <u>（昭和 25 年法律第 261 号）</u> 第 22 条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>呉市職員の定年等に関する条例第 8 条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6)・(7) 略</p>

(呉市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 4 条 呉市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年呉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年による退職)</p> <p>第2条 略</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。ただし、保健所、病院、診療所及び老人保健施設に勤務する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係</u></p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年制度（第2条―第4条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第5条―第10条）</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第11条・第12条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第13条）</u></p> <p>付則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7</u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>(定年による退職)</p> <p>第2条 略</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、保健所、病院、診療所及び老人保健施設に勤務する医師及び歯科医師の定年は、年齢70年とする。</u></p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由がある</u>と認めるときは、<u>同条の規定にかかわら</u></p>

る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、

ず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第8条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（次条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めているものについては、第8条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認

1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 略

を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 略

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第5条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（第3条第2項に規定する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

(1) 呉市職員の給与に関する条例（昭和27年呉市条例第1号）第6条の2の規定に基づき管理職手当を支給される職（規則で定める職を除く。）

(2) 前号に掲げる職に準ずる職として任命権者が定めるもの（管理監督職勤務上限年齢）

第6条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。ただし、第3条第2項に規定する職員のうち管理監督職を占める者の管

理監督職勤務上限年齢は、年齢65歳とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第7条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第9条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上でその状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められるときを除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段

階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第8条 任命権者は、他の職への降任等をするべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号

に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督

職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第9条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第10条 任命権者は、第8条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第11条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び

次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第12条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、規則で定める地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

##### (委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

##### 付 則

1～3 略

##### (定年に関する経過措置)

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

##### 付 則

1～3 略

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年呉市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。）第4条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員に対する第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条第2項、令和4年改正条例第4条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年（第6条ただし書に規定する者にあつては、同条ただし書に定める年齢。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提

供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。) (情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用されたもの(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする)とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(呉市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 呉市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年呉市条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は1日以上6月以下の期間給料の月額(呉市立呉高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年呉市条例第54号)第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあっては、給料の月額に教職調整額を加算した額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、<u>1</u>日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額(呉市立呉高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年呉市条例第54号)第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあっては、給料の月額に教職調整額を加算した額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額(以下この項において「給料月額」という。)の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合におい</u></p>

<p>2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給料の月額（呉市立呉高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年呉市条例第54号）第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては、給料の月額に教職調整額を加算した額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、<u>「基本報酬（呉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年呉市条例第18号）第3条に規定する基本報酬）の額」とする。</u></p>	<p>て、その減ずる額が現に受ける給料月額<u>の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p> <p>2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給料の月額（呉市立呉高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年呉市条例第54号）第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては、給料の月額に教職調整額を加算した額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額（以下この項において「給料月額」という。）<u>」</u>とあるのは「基本報酬（呉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年呉市条例第18号）第3条に規定する基本報酬をいう。以下この項において同じ。）の額」と、<u>「給料月額の」とあるのは「基本報酬の額」とする。</u></p>
---	--

（呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

第6条 呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年呉市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地方公務員法<u>28条の5第1項又は同法第28条の6第2項</u>の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3・4 略</p>	<p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地方公務員法<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3・4 略</p>

(週休日及び勤務時間の割り振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、1の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。

(週休日及び勤務時間の割り振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、1の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。

<p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p> <p>(2) ・ (3) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p> <p>(2) ・ (3) 略</p> <p>2・3 略</p>
---	--

（呉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第7条 呉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年呉市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) ・ (4) 略</p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第10条 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をすることができない職員（同項の条例で定める職員をいう。）は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>（育児短時間勤務をしている職員についての勤務時間等条例の特例）</p> <p>第15条 育児短時間勤務をしている職員についての勤務時間等条例の規定の適用</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) <u>呉市職員の定年等に関する条例第8条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) ・ (5) 略</p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第10条 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をすることができない職員（同項の条例で定める職員をいう。）は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) <u>呉市職員の定年等に関する条例第8条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>（育児短時間勤務をしている職員についての勤務時間等条例の特例）</p> <p>第15条 育児短時間勤務をしている職員についての勤務時間等条例の規定の適用</p>

については、次の表の左欄に掲げる勤務時間等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第3条第1項ただし書	再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
	略	
第3条第2項ただし書	再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
	略	
第4条第2項	8日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員）	8日の週休日（育児短時間勤務職員）
	略	
第4条第2項ただし書	略	
	8日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員）	8日の週休日（育児短時間勤務職員）
	略	
略		
第12条第1項第1号	再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
	略	

（育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例）

第16条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略
---

については、次の表の左欄に掲げる勤務時間等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第3条第1項ただし書	定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
	略	
第3条第2項ただし書	定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
	略	
第4条第2項	8日（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員）	8日の週休日（育児短時間勤務職員）
	略	
第4条第2項ただし書	略	
	8日（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員）	8日の週休日（育児短時間勤務職員）
	略	
略		
第12条第1項第1号	定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
	略	

（育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例）

第16条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略
---

第12条第2項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
略		

(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第22条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第12条第2項	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第16条の3(見出しを含む。)	再任用職員	任期付短時間勤務職員
略		

(部分休業をすることができない職員)

第23条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)をすることができない職員(同項の条例で定める職員をいう。)は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める特定短時間勤務職員以外の特定短時間勤務職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)

(部分休業の承認)

第24条 部分休業の承認は、勤務時間等条例第2条第1項に規定する正規の勤務時間(特定短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該特定短時間勤務職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

第12条第2項	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
略		

(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第22条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第12条第2項	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第16条の3(見出しを含む。)	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
略		

(部分休業をすることができない職員)

第23条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)をすることができない職員(同項の条例で定める職員をいう。)は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める特定短時間勤務職員以外の特定短時間勤務職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))を除く。)

(部分休業の承認)

第24条 部分休業の承認は、勤務時間等条例第2条第1項に規定する正規の勤務時間(特定短時間勤務職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該特定短時間勤務職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

(呉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 呉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年呉市条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p>

(呉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 呉市職員の給与に関する条例（昭和27年呉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 等級別基準職務表に規定する職務に相当する職務で同表に規定のない職務及び再任用職員の職務の級は、規則で別定める。</p> <p>(再任用職員の給料月額)</p> <p>第3条の3 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給</u></p>	<p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 等級別基準職務表に規定する職務に相当する職務で同表に規定のない職務及び<u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の職務の級は、規則で別定める。</u></p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員の給料月額</u>)</p> <p>第3条の3 <u>定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務</u></p>

料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（時間外勤務手当）

第12条 略

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3・4 略

（期末手当）

第14条の4 略

2 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 略

第14条の4の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（時間外勤務手当）

第12条 略

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3・4 略

（期末手当）

第14条の4 略

2 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 略

第14条の4の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) ・ (2) 略

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第14条の4の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2～4 略

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが

(1) ・ (2) 略

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第14条の4の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2～4 略

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが

一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

(2) ・ (3) 略

6～8 略

(勤勉手当)

第14条の5 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3・4 略

(再任用職員についての適用除外)

第16条の3 第6条の3、第7条、第8条及び第8条の3の規定は、再任用職員には適用しない。

2 第9条の2の規定は、再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

1～11 略

一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

(2) ・ (3) 略

6～8 略

(勤勉手当)

第14条の5 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3・4 略

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第16条の3 第6条の3、第7条、第8条、第8条の3及び第9条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

1～11 略

12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第14項において「特

定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 呉市職員の定年等に関する条例(以下この項及び次項において「定年条例」という。)第8条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年条例第5条に規定する管理監督職を占める職員

(3) 定年条例第3条第2項に規定する職員

(4) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

14 定年条例第7条に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第16項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、特定日に附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額

に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

15 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

16 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第12項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第14項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

17 附則第14項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第12項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

18 附則第12項から前項までに定める

もののほか、附則第 1 2 項の規定による  
給料月額、附則第 1 4 項の規定による給料  
その他附則第 1 2 項から前項までの規定の  
施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第 1 0 条 呉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 から別表第 4 までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

## 一般職給料表

区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	147,200	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	148,400	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	149,500	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	150,600	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	151,700	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	152,800	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	153,900	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	154,900	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	156,300	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	157,600	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	158,900	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	160,100	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	161,600	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	163,100	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	164,700	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	165,900	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	167,400	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	168,900	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	170,400	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	171,700	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	174,400	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	177,000	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	179,600	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	182,200	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	183,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	185,500	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	187,200	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	188,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	190,400	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	192,200	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	193,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	195,500	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	197,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	199,100	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	200,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	202,400	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	204,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	206,000	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	207,800	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	209,400	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	211,200	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	213,000	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	214,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	216,200	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	218,000	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		

	47	219,700	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
	48	221,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
	49	223,200	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
	50	224,900	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
	51	226,500	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
	52	228,100	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	53	229,500	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
	54	231,200	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
	55	232,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	56	234,400	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	57	235,400	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	236,900	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	238,300	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	239,500	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
	61	240,700	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	62	241,900	325,700	365,200	381,700	404,100	
	63	242,900	326,500	365,900	382,300	404,400	
	64	244,100	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	245,400	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	246,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	247,600	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	248,900	330,100	369,000	385,100	405,900	
	69	249,800	330,900	369,300	385,500	406,100	
	70	251,100	331,600	369,900	386,000	406,400	
	71	252,300	332,300	370,600	386,500	406,700	
	72	253,600	333,000	371,200	387,100	407,000	
	73	255,000	333,500	371,500	387,400	407,200	
	74	256,400	334,100	372,100	387,800	407,500	
	75	257,600	334,600	372,800	388,200	407,800	
	76	258,800	335,200	373,400	388,600	408,000	
	77	260,000	335,500	373,800	388,900	408,200	
	78	261,200	336,000	374,300	389,200	408,500	
	79	262,500	336,400	374,900	389,500	408,800	
	80	263,600	336,900	375,400	389,800	409,000	
	81	264,700	337,300	375,900	390,000	409,200	
	82	265,800	337,800	376,500	390,300	409,500	
	83	267,100	338,300	377,000	390,600	409,800	
	84	268,400	338,800	377,300	390,800	410,000	
	85	269,400	339,100	377,700	391,000	410,200	
	86	270,500	339,500	378,200	391,300	410,500	
	87	271,800	340,000	378,600	391,600	410,800	
	88	273,100	340,400	379,000	391,800	411,000	
	89	274,000	340,700	379,400	392,000	411,200	
	90	275,000	341,100	379,900	392,300	411,500	
	91	275,900	341,600	380,300	392,600	411,800	
	92	277,000	342,000	380,700	392,800	412,000	
	93	278,100	342,200	381,000	393,000	412,200	
	94	279,100	342,600	381,400	393,300		
	95	280,000	343,100	381,800	393,600		
	96	281,000	343,500	382,200	393,800		

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員以  
外の  
職員

97	281,500	343,700	382,600	394,000				
98	282,400	344,100	383,000	394,300				
99	283,100	344,500	383,400	394,600				
100	284,000	344,800	383,800	394,800				
101	285,000	345,100	384,200	395,000				
102	285,800	345,500	384,600					
103	286,600	345,900	385,000					
104	287,400	346,300	385,400					
105	288,200	346,800	385,800					
106	288,700	347,200						
107	289,100	347,600						
108	289,600	348,000						
109	289,800	348,500						
110	290,100	348,900						
111	290,300	349,200						
112	290,700	349,500						
113	290,900	350,000						
114	291,100							
115	291,500							
116	291,800							
117	292,100							
118	292,400							
119	292,700							
120	293,100							
121	293,400							
122	293,800							
123	294,100							
124	294,500							
125	294,700							
126	294,900							
127	295,200							
128	295,600							
129	295,800							
130	296,100							
131	296,500							
132	296,900							
133	297,100							
134	297,400							
135	297,800							
136	298,100							
137	298,300							
138	298,600							
139	299,000							
140	299,300							
141	299,500							
142	299,900							
143	300,300							
144	300,600							
145	300,800							
146	301,000							

	147	301,300							
	148	301,700							
	149	301,900							
	150	302,100							
	151	302,400							
	152	302,700							
	153	303,100							
	154	303,300							
	155	303,600							
	156	303,900							
	157	304,200							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		214,200	257,600	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第17条に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係)

## 消 防 職 給 料 表

区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	169,900	211,600	251,300	294,300	320,200
	2	171,900	213,600	253,100	296,100	322,400
	3	173,900	215,600	254,900	298,200	324,500
	4	175,900	217,600	256,700	300,500	326,500
	5	178,500	219,600	258,400	302,200	328,700
	6	180,300	221,400	260,200	304,300	330,600
	7	182,100	223,400	261,800	306,300	332,800
	8	183,900	225,300	263,500	308,400	334,800
	9	185,600	227,400	264,800	310,300	336,500
	10	187,300	229,200	266,400	312,500	338,800
	11	189,100	231,000	267,700	314,600	341,000
	12	190,900	232,800	269,000	316,600	343,300
	13	192,700	234,600	270,400	318,700	345,300
	14	195,000	236,500	271,800	320,700	347,400
	15	197,300	238,400	272,900	322,800	349,600
	16	199,600	240,300	274,200	324,800	351,700
	17	201,600	241,800	274,900	326,500	353,700
	18	204,200	243,600	276,300	328,800	355,700
	19	206,700	245,400	277,700	330,900	357,700
	20	209,200	247,200	279,000	333,200	359,800
	21	211,400	248,800	280,300	335,100	361,500
	22	213,200	250,200	281,500	337,100	363,500
	23	215,000	251,400	282,800	339,200	365,300
	24	216,800	252,700	284,300	341,200	367,400
	25	218,700	254,000	285,500	343,100	369,100
	26	220,400	255,200	287,200	345,200	371,100
	27	222,300	256,500	289,200	347,100	373,100
	28	224,100	257,700	291,200	349,100	375,100
	29	225,800	258,800	293,100	350,900	376,900
	30	227,600	259,900	295,000	353,000	379,000
	31	229,400	261,100	296,700	354,800	381,100
	32	231,200	262,200	298,500	356,900	383,100
	33	232,800	262,700	300,200	358,300	385,000
	34	234,500	263,900	301,900	360,300	387,100
	35	236,200	265,000	303,700	362,200	389,200
	36	237,900	266,000	305,400	364,300	391,100
	37	239,100	266,800	307,200	366,200	392,800
	38	240,900	268,000	308,800	368,300	394,300
	39	242,700	269,000	310,600	370,300	395,600
	40	244,500	270,000	312,100	372,300	397,000
	41	245,900	271,200	313,800	374,300	398,200
	42	247,400	272,400	315,600	376,400	399,300
	43	248,700	273,700	317,500	378,500	400,300
	44	250,100	274,900	319,400	380,500	401,300
	45	251,400	276,000	321,100	382,200	402,500
	46	252,700	277,400	323,000	383,900	403,700

	47	253,900	278,700	324,900	385,500	404,800
	48	255,100	280,100	326,700	387,200	406,000
	49	256,200	281,900	328,100	388,600	407,300
	50	257,400	283,600	329,700	389,600	408,100
	51	258,400	285,100	331,100	390,600	408,900
	52	259,500	286,500	332,800	391,600	409,600
	53	260,100	288,000	334,300	392,900	410,100
	54	261,200	289,600	336,000	394,000	410,800
	55	262,300	291,200	337,600	395,100	411,500
	56	263,400	292,700	339,400	396,300	412,100
	57	264,200	294,100	340,300	397,600	412,800
	58	265,400	295,800	342,000	398,400	413,200
	59	266,400	297,600	343,600	399,200	413,800
	60	267,500	299,400	345,200	399,900	414,400
	61	268,700	300,800	346,800	400,400	414,800
	62	269,500	302,600	348,500	401,100	415,400
	63	270,900	304,400	350,200	401,800	415,900
	64	272,100	306,100	351,900	402,500	416,400
	65	273,100	307,400	353,500	402,800	416,900
	66	274,600	309,100	355,100	403,500	417,500
	67	275,800	310,500	356,700	404,200	417,900
	68	277,200	312,200	358,300	404,800	418,400
	69	278,800	313,600	359,500	405,200	418,800
	70	280,400	315,000	360,900	405,700	419,100
	71	281,700	316,300	362,200	406,300	419,400
	72	283,200	317,800	363,600	406,800	419,700
	73	284,600	318,500	364,800	407,300	420,000
	74	285,800	320,100	366,000	407,700	420,300
	75	287,200	321,600	367,300	408,200	420,600
	76	288,400	323,300	368,600	408,700	420,900
	77	289,900	325,100	369,900	409,200	421,100
	78	291,400	326,800	371,100	409,700	421,400
	79	293,000	328,400	372,300	410,300	421,700
	80	294,600	330,000	373,500	410,800	422,000
	81	295,800	331,700	374,700	411,200	422,200
	82	297,200	333,400	375,900	411,800	422,500
	83	298,700	335,000	377,000	412,300	422,800
	84	300,200	336,700	378,200	412,500	423,000
	85	301,100	338,100	379,300	412,800	423,200
	86	302,600	339,600	379,900	413,300	423,500
	87	303,800	341,100	380,400	413,600	423,800
	88	305,300	342,600	381,000	413,900	424,000
	89	306,600	343,900	381,600	414,200	424,200
	90	308,000	345,100	382,200	414,600	424,500
	91	309,100	346,400	382,800	415,000	424,800
	92	310,500	347,700	383,400	415,400	425,000
	93	311,400	349,100	383,700	415,700	425,200
	94	312,900	350,600	384,200		
	95	314,200	352,100	384,800		
	96	315,700	353,600	385,300		

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務員  
以外  
の職  
員

97	317,200	354,900	385,700
98	318,700	356,100	386,100
99	320,100	357,200	386,700
100	321,600	358,400	387,200
101	322,900	359,500	387,600
102	324,200	360,600	388,100
103	325,600	361,700	388,700
104	326,900	362,900	389,200
105	328,100	364,100	389,500
106	329,400	364,600	389,900
107	330,700	365,200	390,400
108	332,000	365,800	390,700
109	333,400	366,400	391,000
110	334,300	366,900	391,500
111	335,400	367,400	392,000
112	336,600	367,900	392,500
113	337,700	368,300	392,800
114	338,800	368,700	393,300
115	339,800	369,300	393,800
116	340,900	369,800	394,300
117	342,100	370,200	394,600
118	343,100	370,700	395,100
119	344,100	371,300	395,600
120	345,000	371,800	396,100
121	345,900	372,000	396,500
122	346,800	372,500	397,000
123	347,800	373,000	397,400
124	348,800	373,400	397,900
125	349,800	373,900	398,300
126	350,300	374,400	398,800
127	350,900	374,900	399,200
128	351,500	375,400	399,700
129	351,800	375,700	400,100
130	352,200	376,200	400,600
131	352,700	376,700	401,000
132	353,100	377,200	401,500
133	353,500	377,500	401,900
134	353,900	378,000	
135	354,400	378,400	
136	354,800	378,800	
137	355,200	379,100	
138	355,600	379,600	
139	356,000	380,100	
140	356,400	380,600	
141	356,600	380,900	
142	357,100	381,400	
143	357,500	381,900	
144	357,800	382,400	
145	358,100	382,700	
146	358,500	383,200	

	147	359,000	383,700			
	148	359,500	384,200			
	149	359,800	384,500			
	150	360,300				
	151	360,800				
	152	361,300				
	153	361,600				
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		251,900	255,400	288,600	305,100	319,200

備考 この表は、消防吏員（消防長及び市長が定める職員を除く。）  
に適用する。

別表第3（第3条関係）

## 教育職給料表

区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	160,100	204,100	264,200	331,200	417,000
	2	161,600	205,800	266,700	333,400	418,800
	3	163,100	207,400	269,000	335,500	420,600
	4	164,600	209,100	271,300	337,500	422,300
	5	166,300	210,900	273,800	339,700	423,800
	6	168,100	212,500	276,200	341,600	425,300
	7	169,900	214,200	278,400	343,800	427,200
	8	171,700	215,800	280,600	345,900	429,100
	9	173,400	217,600	282,700	347,600	430,900
	10	175,500	219,500	285,000	349,700	432,700
	11	177,500	221,400	287,400	351,800	434,600
	12	179,500	223,300	289,500	353,900	436,400
	13	181,400	224,800	291,900	356,000	438,100
	14	183,600	226,800	293,900	358,000	440,000
	15	185,800	228,800	295,800	360,000	441,800
	16	188,000	230,800	297,800	362,000	443,700
	17	190,200	232,600	299,900	363,600	445,400
	18	192,800	235,300	302,300	365,500	447,200
	19	195,300	238,000	304,800	367,300	449,000
	20	197,800	240,700	307,500	369,300	450,800
	21	200,300	243,300	309,700	370,900	452,400
	22	202,000	246,100	312,100	372,800	454,100
	23	203,700	248,700	314,300	374,600	456,000
	24	205,400	251,400	316,900	376,500	457,700
	25	206,900	253,900	319,500	377,800	459,400
	26	208,400	256,300	321,800	379,600	461,000
	27	210,100	258,800	324,000	381,400	462,600
	28	211,700	261,100	326,100	383,300	464,100
	29	213,200	263,700	328,300	385,100	465,600
	30	214,900	266,100	330,000	387,000	466,900
	31	216,600	268,300	332,100	388,900	468,200
	32	218,300	270,500	334,100	390,900	469,500
	33	219,700	272,600	335,900	392,600	470,700
	34	221,500	274,800	338,000	394,300	471,400
	35	223,300	277,000	340,100	395,900	472,100
	36	225,100	278,900	342,100	397,700	472,800
	37	226,600	281,200	344,200	398,900	473,400
	38	228,400	283,100	346,300	400,400	
	39	230,200	285,000	348,500	401,800	
	40	232,000	287,000	350,600	403,200	
	41	233,700	288,700	352,500	404,900	
	42	235,400	291,000	354,600	406,300	
	43	237,000	293,300	356,500	407,600	
	44	238,600	295,800	358,600	409,100	
	45	240,000	297,800	360,400	410,700	
	46	241,300	300,200	362,400	412,000	

	47	242,600	302,400	364,300	413,500
	48	243,800	305,000	366,300	415,100
	49	245,200	307,300	367,900	416,800
	50	246,700	309,700	369,700	418,200
	51	247,900	312,000	371,600	419,800
	52	249,400	314,200	373,600	421,300
	53	250,500	316,400	375,400	423,000
	54	251,700	318,400	377,200	424,500
	55	253,100	320,400	379,000	426,100
	56	254,100	322,400	380,700	427,700
	57	255,400	324,300	382,200	429,200
	58	256,400	326,400	383,800	430,700
	59	257,500	328,500	385,500	431,900
	60	258,700	330,500	387,200	433,100
	61	260,000	332,600	388,400	434,300
	62	261,000	334,700	389,800	435,600
	63	262,400	336,900	391,200	436,900
	64	263,500	339,100	392,500	438,100
	65	264,800	340,800	393,900	439,300
	66	266,200	343,000	395,100	440,500
	67	267,600	345,000	396,500	441,700
	68	269,200	347,200	397,900	442,900
	69	270,600	349,000	399,200	444,100
	70	271,900	350,900	400,500	445,300
	71	273,200	352,900	401,900	446,500
	72	274,500	354,900	403,200	447,700
	73	275,600	356,500	404,500	448,800
	74	276,800	358,400	405,900	449,400
	75	278,100	360,200	407,300	449,900
	76	279,100	362,100	408,600	450,400
	77	280,300	363,900	409,800	450,900
	78	281,500	365,600	411,000	
	79	282,700	367,300	412,300	
	80	283,900	368,900	413,700	
	81	285,000	370,400	415,000	
	82	286,200	371,900	416,200	
	83	287,400	373,400	417,200	
	84	288,600	374,800	418,400	
	85	289,600	375,900	419,600	
	86	290,700	377,300	420,800	
	87	291,700	378,700	422,000	
	88	292,900	380,000	423,000	
	89	294,000	381,300	424,100	
	90	295,100	382,600	425,100	
	91	296,300	383,800	426,100	
	92	297,500	385,100	427,100	
	93	298,000	386,400	428,000	
	94	299,000	387,500	428,800	
	95	300,100	388,800	429,600	
	96	301,300	390,000	430,400	

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務員  
以外  
の職  
員

97	302,300	391,400	431,200
98	303,400	392,400	431,600
99	304,400	393,500	432,000
100	305,500	394,500	432,400
101	306,400	395,400	432,800
102	307,500	396,400	433,100
103	308,600	397,500	433,400
104	309,600	398,600	433,700
105	310,200	399,300	434,000
106	311,100	400,200	434,300
107	311,900	401,100	434,600
108	312,700	402,000	434,800
109	313,600	402,800	435,000
110	314,000	403,700	435,300
111	314,400	404,500	435,600
112	314,900	405,300	435,800
113	315,500	405,900	436,000
114	315,900	406,600	436,300
115	316,400	407,300	436,600
116	316,900	408,000	436,800
117	317,500	408,600	437,000
118	318,000	409,100	
119	318,400	409,500	
120	318,900	409,900	
121	319,400	410,300	
122	319,800	410,600	
123	320,300	410,900	
124	320,800	411,100	
125	321,400	411,300	
126	321,700	411,600	
127	322,000	411,900	
128	322,300	412,100	
129	322,500	412,300	
130	322,800	412,600	
131	323,100	412,900	
132	323,400	413,100	
133	323,600	413,300	
134	323,800	413,600	
135	324,000	413,900	
136	324,300	414,100	
137	324,600	414,300	
138	324,800	414,600	
139	325,100	414,900	
140	325,400	415,100	
141	325,600	415,300	
142	325,800	415,600	
143	326,100	415,900	
144	326,300	416,100	
145	326,600	416,300	
146	326,800		

	147	327,100				
	148	327,400				
	149	327,600				
	150	327,800				
	151	328,100				
	152	328,400				
	153	328,600				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		234,100	274,400	303,100	331,200	415,300

- 備考 1 この表は、高等学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他これらの職務に相当する職務として規則で定める職にあるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第3条関係)

## 医療職給料表

区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600
	29	344,800	412,900	465,800	528,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000
	31	348,900	417,000	470,400	531,800
	32	351,300	419,100	472,600	533,600
	33	353,500	421,000	474,600	535,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000
	35	357,900	424,600	478,800	538,700
	36	360,200	426,600	480,900	540,500
	37	362,400	428,500	483,000	542,100
	38	364,800	430,500	484,800	543,700
	39	367,000	432,400	486,600	545,100
	40	369,000	434,400	488,400	546,700
	41	371,300	436,200	490,100	548,200
	42	372,500	438,000	491,900	549,600
	43	373,900	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500

定年再  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員以  
外の  
職員

47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		
91		483,600		
92		484,000		
93		484,500		
94		485,100		
95		485,700		
96		486,300		

	97		486,800		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師又は歯科医師である職員に適用する。

(呉市職員退職手当支給条例の一部改正)

第11条 呉市職員退職手当支給条例(昭和38年呉市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合には、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(以下「職員」という。)が退職した場合には、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定に</p>

- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5  
(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 略

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額

より延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

- (2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者  
(3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの  
(4) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

2 略

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125  
(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5  
(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 略

(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者

(3) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

(4) 公務上の疾病又は死亡により退職した者

(5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

(6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

(7) 25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

2 略

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項及び第5条第1項の規定に該当する者(11年以上勤続し法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)のうち、定年に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職したものであつて、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。ただし、その退職後、引き続き本市の副市長、企業管理者又は教育長に就任する者にあつては、この限りでない。

略

(失業者の退職手当)

第14条 略

2・3 略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に

につき100分の105

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項及び第5条第1項の規定に該当する者(11年以上勤続し法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)のうち、定年に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職したものであつて、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。ただし、その退職後、引き続き本市の副市長、企業管理者又は教育長に就任する者にあつては、この限りでない。

略

(失業者の退職手当)

第14条 略

2・3 略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に

相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「支給期間と求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、支給期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」とする。

5～10 略

1 1 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は任命権者が雇用保険法の規定の例により

相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「支給期間と求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、支給期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

5～10 略

1 1 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は任命権者が雇用保険法の規定の例により

指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者については、同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

12～17 略

(退職手当の支払の差止め)

第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せら

指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者については、同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

12～17 略

(退職手当の支払の差止め)

第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せら

れた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分

れた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員

の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

## 2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第14条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第21条において「失業手当受給可能者」という。))であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額(次条及び第21条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎と

に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

## 2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第14条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第21条において「失業手当受給可能者」という。))であつた場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第21条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等

なる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第21条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第19条第5項又は前条第

の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第21条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第19条第5項又は前条第

3 項において準用する呉市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第17条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一

3 項において準用する呉市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第17条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相

部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 略  
付 則

当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 略  
付 則

1～5 略

(退職手当の特例措置)

6 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（呉市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年呉市条例第35号。以下「条例第35号」という。）付則第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第8条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに付則第6項」とする。

7 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第35号付則第4項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

8 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第35号付則第5項の規定に該当する者を除く。）で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として付則第6項の規定の例により計算して得られる額とする。

(勤続期間の計算)

9 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職する者（同法附則第25条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法

1～5 略

(退職手当の特例措置)

6 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（呉市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年呉市条例第35号。以下「条例第35号」という。）付則第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び付則第13項から第18項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第8条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに付則第6項」とする。

7 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第35号付則第4項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び付則第16項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

8 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第35号付則第5項の規定に該当する者を除く。）で第5条又は付則第14項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として付則第6項の規定の例により計算して得られる額とする。

(勤続期間の計算)

9 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職する者（同法附則第13条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法

律第93号)第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。)が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団(以下「旧公団」という。)の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

10・11 略

12 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第14条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に

律第93号)第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。)が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団(以下「旧公団」という。)の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

10・11 略

12 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第14条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に

規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、任命権者が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、任命権者が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

1 3 当分の間、第4条第1項の規定は、1年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は付則第13項」とする。

1 4 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は付則第14項」とする。

1 5 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年呉市条例第 号）第4条の規定による改正前の呉市職員の定年等に関する条例（昭和59年呉市条例第2号。以下「令和5年旧職員定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員

(2) 呉市職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員

(3) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として規則で定める職員

1.6 呉市職員の給与に関する条例付則第1.2項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

1.7 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（付則第1.5項各号に掲げる職員以外の者（令和5年旧職員定年条例第3条本文の適用を受けていた者であつて付則第1.5項第2号に掲げる職員に該当する職員を含む。）にあつては60歳とし、付則第1.5項第1号に掲げる職員及び令和5年旧職員定年条例第3条ただし書の適用を受けていた者であつて付則第1.5項第2号に掲げる職員に該当する職員にあつては65歳とし、付則第1.5項第3号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項の項、第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日にお

けるその者の年齢との差に相当する年数  
 1年につき」とあるのは「その者に係る  
 定年（付則第15項各号に掲げる職員以  
 外の者（令和5年旧職員定年条例第3条  
 本文の適用を受けていた者であつて付則  
 第15項第2号に掲げる職員に該当する  
 ものを含む。）にあつては60歳とし、  
 付則第15項第1号に掲げる職員及び令  
 和5年旧定年条例第3条ただし書の適用  
 を受けていた者であつて付則第15項第  
 2号に掲げる職員に該当するものにあつ  
 ては65歳とし、付則第15項第3号に  
 掲げる職員にあつては規則で定める年齢  
 とする。）と退職の日におけるその者の  
 年齢との差に相当する年数1年につき」  
 とする。

1.8 当分の間、第4条第1項第4号及び  
 第5条第1項（第1号及び第5号を除  
 く。）に規定する者に対する第5条の3  
 の規定の適用については、同条本文中  
 「20年」とあるのは「15年」とする  
 ほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に  
 応じ、同条本文中「退職の日において定  
 められているその者に係る定年」とある  
 のはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句と  
 する。

付則第15項各号に掲げる職員以外の者（令和5年旧職員定年条例第3条本文の適用を受けていた者であつて付則第15項第2号に掲げる職員に該当するものを含む。）	60歳
付則第15項第1号に掲げる職員	65歳
付則第15条第2号に掲げる職員（令和5年旧職員定年条例第3条ただし書の適用を受けていた者に限る。）	65歳
付則第15項第3号に掲げる	規則で定め

	職員	る年齢
--	----	-----

(呉市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第12条 呉市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成15年呉市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
付 則	付 則
1～3 略	1～3 略
4 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で <u>新条例</u> 第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が <u>新条例</u> 第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として <u>新条例</u> 付則第6項の規定の例により計算して得られる額とする。 <u>この場合においては、付則第2項の規定は適用しない。</u>	4 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で <u>呉市職員退職手当支給条例</u> 第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が <u>同条例</u> 第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として <u>同条例</u> 付則第6項の規定の例により計算して得られる額とする。
5 略	5 略

(呉市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第13条 呉市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年呉市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
付 則	付 則
1 略 (経過措置)	1 略 (経過措置)
2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の呉市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなるものをいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由	2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の呉市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなるものをいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由

と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の呉市職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第8条及び付則第6項から第8項まで、付則第9項の規定による改正前の呉市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（昭和48年呉市条例第35号。以下この項及び第4項において「条例第35号」という。）付則第3項から第5項まで、付則第10項の規定による改正前の呉市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成元年呉市条例第8号。以下この項及び第4項において「条例第8号」という。）付則第4項の規定並びに付則第11項の規定による改正前の呉市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成15年呉市条例第46号。以下この項及び第4項において「条例第46号」という。）付則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例付則第6項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（当該勤続期間が42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び当該勤続期間が37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、新条例第2条の5から第5条の3まで及び第8条から第8条の5ま

と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の呉市職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第8条及び付則第6項から第8項まで、付則第9項の規定による改正前の呉市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（昭和48年呉市条例第35号。以下この項及び第4項において「条例第35号」という。）付則第3項から第5項まで、付則第10項の規定による改正前の呉市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成元年呉市条例第8号。以下この項及び第4項において「条例第8号」という。）付則第4項の規定並びに付則第11項の規定による改正前の呉市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成15年呉市条例第46号。以下この項及び第4項において「条例第46号」という。）付則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例付則第6項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（当該勤続期間が42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び当該勤続期間が37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、呉市職員退職手当支給条例第2条の5から第5条の3まで及び第8

で並びに付則第6項から第8項まで、付則第6項、付則第7項、付則第9項の規定による改正後の条例第35号付則第3項から第5項まで、付則第10項の規定による改正後の条例第8号付則第4項並びに付則第11項の規定による改正後の条例第46号付則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3～8 略

条から第8条の5まで並びに付則第6項から第8項まで、付則第6項、付則第7項、付則第9項の規定による改正後の条例第35号付則第3項から第5項まで、付則第10項の規定による改正後の条例第8号付則第4項並びに付則第11項の規定による改正後の条例第46号付則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3～8 略

（呉市職員の再任用に関する条例の廃止）

第14条 呉市職員の再任用に関する条例（平成13年呉市条例第25号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第11条中呉市職員退職手当支給条例第14条第4項並びに付則第9項及び第12項の改正規定並びに付則第11条及び第16条の規定 公布の日

(2) 第11条中呉市職員退職手当支給条例第14条第11項の改正規定 令和4年10月1日

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第4条の規定による改正前の呉市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第4条の規定による改正後の呉市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和1

1年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から付則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、付則第5条第1項若しくは第2項又は付則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢

到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第11条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第12条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、付則第5条第1項若しくは第2項又は付則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新条例第12条第1項に規定する組合（次項及び付則第6条において「組合」という。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年

に達している者を，従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により，1年を超えない範囲内で任期を定め，当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては，前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は，新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず，付則第3条第1項各号に掲げる者のうち，特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって，当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第11条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が，常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては，当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において，当該職を占める職員が，常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達しているものを，従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により，1年を超えない範囲内で任期を定め，当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間，任命権者は，新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず，付則第3条第2項各号に掲げる者のうち，特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって，当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が，常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び付則第10条において同じ。）に達しているもの（新条例第11条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を，従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により，1年を超えない範囲内で任期を定め，当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては，付則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は，前条第1項の規定によるほか，新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず，組合における付則第3条第1項各号に掲げる者のうち，特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって，当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを，従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により，1年を超えない範囲内で任期を定め，当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間，任命権者は，前条第2項の規定によるほか，新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず，組合における付則第3条第2項各号に掲げる者のうち，特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって，当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（新条例第1

2条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、付則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。  
(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職

に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日が属する年の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第11条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新条例第11条又は第12条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第11条又は第12条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。）で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第6条の規定による改正後の呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（以下この条及び次条第2項において「新勤務時間条例」という。）第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

(呉市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 第9条及び第10条の規定による改正後の呉市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）付則第12項から第17項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用

しない。

- 第14条 暫定再任用職員（次項に規定する職員を除く。以下この項、第3項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じたものとする。
- 2 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じたものに、新勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第14条の4第3項、第14条の5第2項第2号及び第16条の3（暫定再任用職員については、新給与条例第9条の2に係る部分を除く。）の規定を適用する。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第12条第2項の規定を適用する。
- 5 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（呉市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

- 第15条 暫定再任用職員に対する第11条の規定による改正後の呉市職員退職手当支給条例（以下「新退職手当条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

- 第16条 新退職手当条例第14条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(提案理由)

地方公務員法等の一部改正に伴い、関係条例の規定の整備をするため、この条例案を提出する。